

様式 1

医療法人整理番号		30134	
報告期間	自	令和7年5月1日	
	至	令和8年4月30日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人さくらだ眼科	分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
	分類①	社団 (出資持分なし)	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度採用	
(2)	事務所の所在地	山口県	
	市区町村	周南市	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	町名・番地	原宿町 4 番 2 4 号	
	建物名		
(3)	設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 平成29年2月20日	
(4)	設立登記年月日	平成29年3月1日	
(5)	理事長の氏名	櫻田 規全	
	役員及び評議員の人数	4	
	役員及び評議員	記載はこちら	理事長を含む人数を記載すること。
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関費を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(1-2)	本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関費	記載はこちら	(5) (6)については、医療機関費を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関費	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はこちら	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
理事	櫻田	倫子	
理事	櫻田	恵子	
監事	小田	正幸	

續知縣張鼎

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

[illegible]

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付

議決又は同意した事項

令和7年6月24日

令和6年度決算決定

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関関係

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

医療機関間の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

寒

1. 医療機関買値を購入する医療法人は、医療機関買値の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証券の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7)当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付

開設（許可を含む）した主要な施設

他の法律、通知等において指定された内容

日付

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付

記載事項

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式2

法人名 医療法人さくらだ眼科

※医療法人整理番号

30134

所在地 山口県周南市原宿町4番24号

財 産 目 録

(令和 8年 4月 30日現在)

1. 資 産 額 620,463 千円 /

2. 負 債 額 88,555 千円 /

3. 純 資 産 額 531,908 千円 /

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	520,936
B 固 定 資 産	99,527
C 資 産 合 計 (A+B)	620,463
D 負 債 合 計	88,555
E 純 資 産 (C-D)	531,908

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人さくら眼科
所在地 山口県周南市原宿町4番24号

※医療法人整理番号 30134

貸借対照表
令和8年4月30日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	520,936	I 流動負債	24,340
II 固定資産	99,527	II 固定負債	64,215
1 有形固定資産	96,562	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	2,227	負債合計	88,555
3 その他の資産	738	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 基金	25,000
		II 積立金	506,908
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
資産合計	620,463	純資産合計	531,908
		負債・純資産合計	620,463

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人さくらだ眼科
所在地 山口県周南市原宿町 4 番24号

医療法人整理番号	30134
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			263,581
2 事業費用			181,884
本来業務事業利益			81,697
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
事業利益			81,697
II 事業外収益			1,413
III 事業外費用			619
経常利益			82,491
IV 特別利益			242
V 特別損失			
税引前当期純利益			82,733
法人税等			21,938
当期純利益			60,795

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人さくらだ眼科

所在地 山口県周南市原宿町4番24号

※医療法人整理番号	30134
-----------	-------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人さくらだ眼科

理事長 櫻田 規全 殿

私は、医療法人さくらだ眼科の令和7年会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月24日

医療法人さくらだ眼科

監事 小田 正幸